

# 65歳以上の医療療養病床の居住費(光熱水費)の見直しに伴う対応について

○ 今回の見直しでは、65歳以上の医療療養病床に入院する者について、居住費として1日370円(月1.1万円)の負担を求めることとしている(難病患者・老齢福祉年金受給者は1日0円に据え置き)。

○ 現行の境界層措置では、居住費の負担によって生活保護の対象となる者に対し、最も低い所得区分である低所得Ⅰの負担を適用しても、居住費は1日370円であり、減免されない。

※ 介護保険の場合、利用者負担第1段階まで減免されるため、居住費の負担額は1日0円まで減免可能。

⇒ 今回の見直しに併せて、居住費負担(1日370円)により生活保護の対象となる者で、老齢福祉年金受給者と同じ負担額(1日0円)を適用することで生活保護の対象外となる者には、居住費の負担を1日0円に減免することとしたい(省令・告示改正)。

(参考) 境界層措置

本来の所得区分に基づく負担であれば、生活保護の対象となるが、利用者負担等について本来よりも低い基準を適用して負担を軽減すれば、生活保護を必要としない状態になる者に対して、低い方の基準区分を適用し、負担を軽減する仕組み。

## 【65歳以上の医療療養病床における食費・居住費】 ※赤字は今回の見直し後 (参考) 介護保険施設(老健・療養、多床室)における食費・居住費

	食費	居住費	
		医療の必要性の低い者	医療の必要性の高い者※2
減免可能 一般	460円/食※1	320円/日 ⇒370円/日	0円/日 ⇒370円/日
減免可能 低所得Ⅱ (住民税非課税世帯)	210円/食	320円/日 ⇒370円/日	0円/日 ⇒370円/日
減免不可 低所得Ⅰ (住民税非課税世帯かつ一定所得以下)	130円/食※3	320円/日 ⇒370円/日	0円/日 ⇒370円/日
境界層該当者 老齢福祉年金受給者	100円/食	0円/日	0円/日

	食費※4	居住費※4
減免可能 利用者負担第4段階 (一般)	施設との契約額 (基準費用額460円/食)	施設との契約額 (基準費用額370円/日)
減免可能 利用者負担第3段階 (住民税非課税世帯)	210円/食	370円/日
減免可能 利用者負担第2段階 (住民税非課税世帯かつ一定所得以下)	130円/食	370円/日
減免可能 利用者負担第1段階 (生活保護・老齢福祉年金受給者)	100円/食	0円/日

※1 平成30年4月からの額。難病患者は260円/食

※2 難病患者は居住費0円/日

※3 医療の必要性の高い者は100円/日

※4 食費・居住費の利用者負担第1～3段階には資産要件がある。